

平成 28 年 9 月 30 日

JAC 会員社 各位

一般社団法人日本アド・コンテンツ制作協会
協力機関委員会

足場(イントレ)組立解体作業従事者の
「特別教育講習」修了確認と未修了者の受講周知と啓発のお願い

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則一部改正に伴い、足場からの墜落防止措置が強化されました。これに伴い撮影等の現場で足場(イントレ)組立・解体する場合、「足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育」などの資格を得た者のみが作業をし、かつ制作プロダクション(事業者側)はスタッフ(作業従事者側)の資格を確認する義務があります。現在、法令は既に施行されていますが、平成27年6月30日までに足場組立作業経験者(要証明)は平成29年6月30日までに資格取得の経過措置があります。しかしながら平成29年7月1日以降は、上記特別教育未修了者が作業に携わり事故が発生した場合、制作プロダクション(事業者側)・スタッフ(作業従事者側)が罰則を受ける可能性、加えて統括保険適用外、補償範囲外となる可能性があります。制作プロダクション(事業者側)はスタッフ(作業従事者側)の安全を確保し、すべてのステークホルダーに対してコンプライアンスに沿った活動を行う責任があります。

今回、撮影等の現場で足場(イントレ)組立・解体作業に従事する照明部、美術部、特機部等のスタッフ(作業従事者)に対し、制作プロダクション(雇用者側)より「特別講習受講」の修了確認と未修了者への受講周知と啓発を積極的に行って頂くようお願い申し上げます。

参考:

イントレ3段1基・5m以下を組立て解体する者は全員「足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育」を修了しなくてはなりません ※(労働安全衛生法第6章第59条)(労働安全衛生規則第1編第4章第36条)

またイントレ4段・5m以上の高さを組立て解体には、従来通り「足場組立等作業主任者(国家資格)」を選任し、作業の進行状況を立会い監視すること等が職務として定められており、加えて組立解体をする者全員が特別教育講習を修了してはなりません。